

大阪狭山市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年(2016年) 1月28日

大阪狭山市監査委員  
北井末廣  
山本尚生

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

#### (1) 都市整備部土木グループ

- ・道路橋梁管理事業
- ・法定外公共物管理事業
- ・狭山中学校区円卓会議美化活動事業
- ・道路維持事業
- ・道路改良事業
- ・交通対策管理事業
- ・駅前自転車置場事業
- ・交通事故をなくす運動事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・市内循環バス事業

#### (2) 都市整備部公園緑地グループ

- ・公園緑地管理事業
- ・市民ふれあいの里花と緑の広場管理事業
- ・花のあふれる街角づくり事業
- ・緑化推進事業
- ・都市公園等整備事業
- ・桜の里づくり推進事業

### 2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年11月30日までの財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

平成27年12月1日から平成27年12月24日まで

### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

## 第2 監査の結果

都市整備部土木グループの財務に関する事務は関係法令等に従い概ね適正に執行されているものと認められた。今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。

都市整備部公園緑地グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

#### 指摘事項等

##### 【都市整備部公園緑地グループ】

次の契約に係る事務処理において、履行期間等の記載誤りが見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うように改められたい。

- ・公園砂場回虫卵等駆除業務
- ・市民ふれあいの里花と緑の広場電気・消防用設備保守点検業務

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

市立第三中学校

#### 2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年11月30日までの財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

平成27年12月1日から平成27年12月24日まで

#### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、備品台帳から4品を抽出し、現品との照合によりその保管状況について確認を行った。

### 第2 監査の結果

市立第三中学校の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。

また、教育委員会においても、引き続き指導及び助言に努められたい。